

船舶事故調査報告書

平成28年12月15日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄司邦昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根本美奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	平成28年7月18日 06時10分ごろ
発生場所	三重県鳥羽市安楽島漁港東北東方沖 安楽島港東防波堤灯台から真方位067° 2,400m付近 （概位 北緯34° 28.2′ 東経136° 53.7′）
事故の概要	プレジャーボートいちし丸は、船長が落水して死亡した。
事故調査の経過	平成28年7月20日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	プレジャーボート いちし丸、5トン未満 243-25443三重、個人所有 5.32m (Lr) × 1.78m × 0.65m、FRP ガソリン機関（船外機）、18.4kW、平成6年3月
乗組員等に関する情報	船長 男性 76歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成3年11月29日 免許証交付日 平成28年6月10日 （平成33年11月28日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風速 約2～3m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、水温 約27℃、潮汐 下げ潮の初期
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、平成28年7月18日、釣りの目的で鳥羽市本浦漁港を出発した。 僚船は、船長（以下「僚船船長」という。）ほか1人が乗り組み、安楽島漁港東北東方沖で、本船と合流し、06時00分ごろ、本船と共に船首を北方に向けて船首部から投錨したものの、両船共に錨が効かなかったため、投錨をやり直すことにした。 僚船は、揚錨した後、約30m南進し、投錨して釣りを開始した。 僚船船長は、06時10分ごろ、うめき声が聞こえたので、本船の

	<p>方を見たところ、本船が無人の状態であることを認めた。</p> <p>僚船船長は、本船の周囲を見渡すと右舷船首方の海面に頭部が見えていたので、船長が落水したものと思い、救助に向かった。</p> <p>船長は、僚船に救助され、安楽島漁港に移送された後、救急車で病院に搬送され、溺死と検案された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図 参照)</p>
その他の事項	<p>僚船船長は、船長が揚錨するところを見ていたが、再び投錨するところは見ていなかった。</p> <p>本船は最初に投錨した場所と同じ場所付近で錨泊しており、釣りをしていた形跡はなかった。</p> <p>船長は、僚船船長に救助されたとき、左腕に錨索が巻き付いた状態であった。</p> <p>僚船船長によれば、船長は平成6年3月ごろから本船を使用し、ふだんから1人で釣りをしていた。</p> <p>船長は、ポロシャツに作業ズボン及びサンダルを履いていた。</p> <p>船長は、救助されたとき、首掛け式で手動の膨張式救命胴衣を着用していたが、膨張していなかった。</p> <p>船長の携帯電話は、本事故後、本船にあった^{かばん}の中から発見された。</p> <p>本船の乾舷は、船首約0.4m、船尾約0.3mであった。</p> <p>本船の錨の重さは、約5kgであった。</p> <p>本船事故発生場所付近の水深は、約22～23mであった。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>不明</p> <p>あり</p> <p>なし</p> <p>船長は、溺死した。</p> <p>本船は、安楽島漁港東北東方沖において、船長が落水したことから、溺死したものと考えられる。</p> <p>本船は、船長が救助されたとき、船長の左腕に錨索が巻き付いた状態であったことから、錨作業中に落水した可能性があると考えられるが、落水した状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>船長は、落水して溺死したものと考えられるが、溺死に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、安楽島漁港東北東方沖において、船長が落水したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等による被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防水型携帯電話等を常に身に付け、落水した際の連絡手段を確保しておくこと。

付図1 事故発生場所概略図

